

秋田くまげらインターネット協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、秋田くまげらインターネット協議会(以下「協議会」という。)という。

(目的)

第2条 協議会は、鷹巣阿仁地域(以下「鷹巣阿仁」という。)におけるコンピュータ・ネットワーク技術の向上普及に努め、それを活用した地域情報化への取り組みを行うとともに情報交流と地域情報の積極的な発信を促し、地域の活性化に資することを目的とする。

2 協議会は、営利を目的としない。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)協議会が運用するネットワークの管理およびネットワークサービスの提供
- (2)ネットワーク運用を通じた会員相互交流の支援
- (3)鷹巣阿仁におけるネットワークの普及啓発および関連技術の調査研究
- (4)その他、協議会の目的達成に必要な事業

(入会)

第4条 協議会の目的に賛同する法人・団体・事業所及び個人は、別に定める手続きにより入会申請し、運営委員会の承認を得て協議会の会員となることができる。

(会員)

第5条 会員の構成は、以下のとおりとする。

- (1)個人会員
- (2)法人会員
- (3)賛助会員
- 2 個人会員とは、協議会が運用するネットワークサービスを利用する個人をいう。
- 3 法人会員とは、協議会が運用するネットワークサービスを利用する法人・団体及び事業所をいう。
- 4 賛助会員とは、協議会の活動を賛助する法人・団体・事業所及び個人をいう。

(会費)

第6条 会員は、別に定める会費を所定の方法により支払わなければならない。

2 一度納付された会費は、原則として返還しない。

(退会)

第7条 会員は、別に定める手続きにより退会申請し、運営委員会の承認を得て退会することができる。

2 退会しようとする会員は、退会以前に負った会費等の支払い義務をただちに履行しなければならない。

(資格停止および取り消し)

第8条 会員が次の項目の一に該当する場合は、協議会は運営委員会の議決を経て事前に通告することなく、当該会員の資格を一時停止または取り消すことができる。

- (1)協議会の会費を納入せず催告に応じない者
 - (2)協議会が定める規程に違反した者
 - (3)他の会員に損害または不利益を与える行為を行った者
 - (4)協議会の名誉を損ね、もしくは協議会に損害を与える等の行為を行った者
 - (5)公序良俗に反する行為を行った者
 - (6)その他、運営委員会において不相当と判断された者
- 2 第7条第2項の規定は、資格取り消しの場合についてもこれを準用する。

(損害賠償)

第9条 協議会は、ネットワークサービスの利用により発生した会員の損害すべてに対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとする。

2 会員がネットワークサービスの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決し、協議会に損害を与えることのないものとする。

3 会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって協議会に損害を与えた場合、協議会は当該会員に対し損害賠償の請求を行うことができるものとする。

(役員)

第10条 協議会に次の役員を置く。

- (1)会 長 1名
- (2)副 会 長 5名
- (3)運営委員 若干名
- (4)推進委員 若干名
- (5)監 事 2名
- 2 会長、副会長、運営委員および監事は、総代会において会員の中から選任する。
- 3 推進委員は、運営委員会において会員の中から選任する。
- 4 役員は、相互に兼ねることができない。
- 5 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 7 運営委員は、協議会の運営につき協議し会務を執行する。
- 8 推進委員は、協議会の活動を円滑に推進するための職務を行う。
- 9 監事は、協議会の業務および会計の状況を監査し、その結果を総代会に報告する。
- 10 役員は任期は2年とし、再任を妨げない。ただし欠員が生じたときの補欠役員は任期は、前任者の残任期間とする。
- 11 役員は、任期満了後なお後任者が決定していないときは、後任者が就任するまで在任するものとする。

(運営委員会)

第11条 協議会に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、会長、副会長及び運営委員により構成する。

3 運営委員会は、会長が招集する。

4 運営委員会は、本規約に定めるもののほか、協議会の事業を運営するために必要な事項を審議決定する。

5 運営委員会は、必要に応じて小委員会または研究会を臨時に設置し、または委員以外の者に出席を求めることができる。

6 運営委員会は、必要に応じて本規約にもとづく規程を改正することができる。

(顧問)

第12条 協議会は顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、協議会の運営および活動について意見を述べるることができる。

(総代会)

第13条 協議会に総代会を置く。

2 総代の定数は40人以内とする。

3 総代の任期は2年とする。

4 第10条第10項から第11項までの規約は、総代の任期について準用する。

5 総代は、各地区ごとに、各地区に属する会員のうちから、その地区に属する会員によって選挙する。

6 前項の地区及び各地区において選挙すべき総代の数は、別表のとおりとする。

7 総代会は、本規約に定めるもののほか、次の事項を審議し、議決する。

(1)規約の改正および協議会の解散

(2)事業計画および収支予算に関すること

(3)事業報告および収支決算に関すること

(4)その他協議会の業務に関する重要事項

8 通常総代会は、年1回開催するものとする。

9 臨時総代会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)運営委員会の動議により、会長が必要と認めた場合

(2)総代の動議により、総代総数の5分の1以上の数の署名のある書面または電子メールをもって会長に要求がなされた場合

10 総代会は会長が召集し、議長は会長が務める。

11 総代会は、出席者および委任状(電子メールを含む。)を提出した総代数の合計が総代総数の過半数のとき成立し、議事は出席者の過半数をもってこれを決する。ただし、第7項第1号中協議会の解散については、4分の3以上の同意を要する。

(ネットワーク・オペレーティング・センター)

第14条 協議会の事業を進めるため、ネットワーク・オペレーティング・センター(以下「NOC」という。)を置く。

2 NOCを秋田県北秋田市上杉字上屋布袋61-47に置く。

3 NOCについて必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、本規約に定めるもののほか、次の事務を処理する。

(1)会員の入退会管理

(2)協議会の会計事務

(3)協議会の資産の管理

(4)その他協議会に関する事務

3 事務局には、次の書類および帳簿を備え付けなければならない。

(1)規約類

(2)役員名簿および会員名簿

(3)総代会議事録

(4)収入支出に関する帳簿および証拠書類

(5)財産に関する帳簿および書類

(6)その他必要な帳簿および書類

4 会長は、必要に応じて事務局の事務を分掌させることができる。

5 事務局はNOCに置く。

(資産および経費)

第16条 協議会の資産は次のとおりとする。

(1)会費

(2)資産から生じる収入益

(3)事業にともなう収入益

(4)寄付金品

(5)その他の収入、物品

2 協議会の資産は、会長が管理する。

3 協議会の運営および事業遂行に要する経費は、協議会の資産をもって支弁する。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第18条 本規約に定めるもののほか、協議会運営に必要な事項は別に定める。

附則

1 この規約は、1997年3月3日から施行する。

2 協議会の設立当初の会計年度は、第17条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から1998年3月31日までとする。

3 協議会の設立当初における役員は、第10条第10項の規定にかかわらず、その任期は1999年度総代会までとする。

(別表)

地 区 名	区 域	総代の定数
鷹 巣 地 区	旧 鷹 巣 町	16
合 川 地 区	旧 合 川 町	7
森 吉 地 区	旧 森 吉 町	7
阿 仁 地 区	旧 阿 仁 町	5
上 小 阿 仁 地 区	上 小 阿 仁 村	5
合 計		40